



# 平成31年度税制改正 過大支払利子税制の改正

UHY Tax ニュースレター / 2019年6月

過大支払利子税制とは、所得金額に比して過大な利子を関連者間で支払うことを通じた租税回避を防止するため、関連者への純支払利子等の額のうち調整所得金額の一定割合を超える部分の金額につき当期の損金の額に算入しないこととする制度である。

当該税制の設定背景は、企業の所得の計算上、支払利子が損金に算入されることを利用して、関連者間の借入を恣意的に設定し、関連者全体の費用収益には影響させずに、過大な支払利子を損金に計上することで、税負担を圧縮しようとする租税回避行為を防ぐことにある。

今年度改正では、2015年9月にとりまとめられたBEPS4（支払利子の損金算入及びその他の金融支払いを通じた税源浸食の制限）最終報告書を踏まえて、第三者に対する支払利子を活用し、グループ全体の税負担を引き下げる租税回避に対応するため、過大支払利子税制の内容が変更される。第三者（金融機関も対象）を含む国外の者に対する支払利子等が対象となる（国内金融機関は、支払利息は損金制限の対象外）。グループ内だけでなく第三者に対する支払利子も対象となるため対象範囲が拡大される。そして、調整所得金額に乗じる一定の割合が20%（改正前:50%）に改正された。なお、グループ内の金融子会社からの借入金に係る支払利息等がある場合、金融子会社が国内子会社である場合、対象外になる反面、金融子会社が海外子会社の場合、対象支払利子等の額に含まれることに注意が必要である。

また、「対象外支払利子等の額」とは、次に掲げる支払利子等の区分に応じ、それぞれ次に定める金額をいう。

- ① ②に掲げる支払利子等以外の支払利子等、次に掲げる金額
  - イ. 支払利子等を受ける者において我が国の課税所得に含まれる支払利子等の額
  - ロ. 一定の公共法人に対する支払利子等の額
  - ハ. 借入れと貸付けの対応関係が明らかな債券現先取引等に係る支払利子等の額（イ及びロに掲げる金額を除く。）
- ② 特定債券利子等（当該法人が発行した債券（その取得をした者が実質的に多数でないものを除く。）に係る支払利子等で非関連者に対するものをいう。以下同じ。）債券ごとに次のいずれかの金額
  - イ. その支払の時に源泉徴収が行われ、又はその特定債券利子等を受ける者において我が国の課税所得に含まれる特定債券利子等の額及び一定の公共法人に対する特定債券利子等の額
  - ロ. 次に掲げる債券の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
    - （イ）国内で発行された債券 特定債券利子等の額の95%に相当する金額
    - （ロ）国外で発行された債券 特定債券利子等の額の25%に相当する金額

## 1. 調整所得金額の変更

損金算入限度額は調整所得金額に一定の割合を乗じて計算するが、当該調整所得金額が、「課税所得+減価償却費+対象純支払利子等の額+その他調整」へ変更となる。

（改正前は、受取配当等の益金不算入額等を加算）また、調整所得金額の計算上、当期の所得金額に加算する金額から受取配当等の益金不算入額及び外国子会社配当等の益

金不算入額を除外し、当期の所得金額から減算する金額から法人税額から控除する所得税額の損金不算入額を除外するほか、匿名組合契約の営業者の調整所得金額の計算について所要の措置を講ずるとのことである。

## 2. 本制度の適用除外

- ① 対象純支払利子等が2,000万円以下(改正前:1,000万円以下)の場合
- ② 50%超の資本関係を有する全ての内国法人の対象純支払利子等の額の合計額がこれらの内国法人の調整所得金額の合計額の20%以下(改正前:国外関連者に対する支払利子等の額が法人の総支払利子等の額の50%以下)である場合

また、その事業年度における対象純支払利子等の額が調整所得金額の20%(改正前:50%)に満たない場合において、前7年以内に開始した事業年度に本税制の適用により損金不算入とされた金額(以下「超過利子額」という。)があるときは、その対象純支払利子等の額と調整所得金額の20%(改正前:50%)に相当する金額との差額を限度として、当該超過利子額に相当する金額を損金の額に算入する。

なお、適用時期は、2020年4月1日以後に開始する事業年度からである。

---

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

---



## コンタクト

### UHY税理士法人

富田 直也 - パートナー

Email: [tomita.tax@uhy-tokyo.or.jp](mailto:tomita.tax@uhy-tokyo.or.jp)

〒107-0052 東京都港区赤坂 7-3-37 プラース・カナダ 3F

Tel: +81 3 5410 1393 / Fax: +81 50 3156 3592

Website: <http://www.uhy-tokyo.or.jp/uhy-tax>

